

論点		主な検討内容	現在の取扱い	IFRS / FASの取扱い	IFRS/FASの動向	状況(方向性)
論点1	退職給付債務および勤務費用の会計処理					
論点1-1	予測単位積増方式による測定方法の見直し	退職給付債務(現在債務)に将来の給与レベルを織り込むこと	予測単位積立方式 将来の給与水準を加味して将来の給付を予測し、割引計算を行う	同左	キャッシュバランスプラン等について公正価値を提案(DP) その後は、IFRSとFASの共同プロジェクトで検討 延期される公算	議論を妨げるものではないが、国際的な議論(23年以降)と歩調を合わせて検討することが効率的であると考えられる。 ・CBについては論点8
		権利が未確定の給付を負債として認識すること	未確定の給付についても債務を認識	同左	IFRS/FASの共同プロジェクトで検討 延期される公算	
論点1-2	退職給付債務および勤務費用の測定方法	退職給付見込額の期間帰属の方法	例外として、給与基準・支給倍率基準・ポイント基準	支給倍率基準 ただし、配分が後加重となる場合は、勤務年数に比例して配分		国際的な会計基準の考え方を確認し、見直しの必要性を検討することが考えられる。 特に、期間帰属の考え方については取り上げることが考えられる
		予定昇給率	確実に見込まれる昇給を考慮し、ベースアップについては確実かつ合理的に推定できる場合以外は見込まない	一般物価水準やインフレーションを含めた関連要素をすべて考慮する		国際的な会計基準の考え方を確認し、見直しの必要性を検討することが考えられる。
		割引率の設定方法	安全性の高い長期の債券利回りを使用 給付支払までの平均期間に対応した単一の割引率	給付の発生時期毎に異なる割引率を適用する		国際的な会計基準の考え方を確認し、見直しの必要性を検討することが考えられる。
論点1-3	小規模企業等における簡便法の容認	簡便法についての取扱いの見直し	数理計算に基づいた退職給付債務ではなく、要支給額や年金財政上の数理債務を利用した「簡便法」を退職給付債務にすることが出来る	明確な規定はないが、厳密な計算結果とかけ離れていないことを条件に、簡便計算を容認	IFRS for SMEs で、小規模の非公開企業について要支給額ベースを容認(?)	国際的な会計基準も参考に、取り上げる必要があるか引き続き検討することも考えられる。なお、簡便法を廃止したとしても重要性の観点から厳密な退職給付債務計算が求められないこともありうると思われる。
論点2	年金資産および期待運用収益の会計処理					
論点2-1	期待運用収益の取扱い	期待運用収益の廃止、期待運用収益率設定の考え方	期待運用収益率は、期首の年金資産において合理的に見込まれる当期の収益の割合	「長期」期待収益率であり、将来期待される収益率の平均	DPで期待運用収益を廃止するという提案がある一方で、資産を利子収入とそれ以外に区分するという提案の中で、その利子収入を期待運用収益とする案もある。	期待運用収益の廃止については、数理計算上の差異の取扱いとあわせて検討することが考えられる。 期待運用収益率の存続を前提とする場合は、長期の利率とすると明示するなど、国際的な会計基準の考え方を確認しながら、我が国の整理をする必要があるか引き続き検討。
論点2-2	退職給付信託の取扱い	導入時点の役割の変化に伴い、現状に即した見直しを行う。範囲を見直す。	退職給付以外に使用できないなどの4つの条件を満たした資産を年金資産と同様にみなす。	年金資産とは、会社から分離され、用途が退職給付の支払に限定されているもの。日本の退職給付信託が年金資産に該当するかどうかは必ずしも明確で		国際的な会計基準の考え方を確認しながら、退職給付信託の見直しそのものが必要であるか、引き続き検討することも考えられる。
論点3	貸借対照表で計上する退職給付に係る負債					
論点3-1	年金資産と退職給付債務の総額表示	退職給付債務と年金資産の差額を表示するのではなく、それぞれの総額を表示する。	負債の計上に当たって年金資産を差し引き、費用の計算に期待運用収益を差し引く。	同左。ただし、他の会計基準との不整合が指摘されている。	連結プロジェクトの成果を考慮しながら、IFRS/FASの共同プロジェクトで検討 延期される公算	議論を妨げるものではないが、国際的な議論と歩調を合わせて検討すべき。
論点3-2	制度の積立状況の貸借対照表での計上	貸借対照表上で計上する負債または資産について、未認識債務を加減することの廃止	退職給付債務に未認識債務を加減した金額から、年金資産を控除したものを貸借対照表上に計上する。	FASでは、退職給付債務から年金資産を控除した金額を貸借対照表上に負債(資産)計上する。数理計算上の差異・過去勤務債務はその他包括利益で認識する。	IFRSのDPでは、制度の積立状況を貸借対照表上に計上することが提案されている。	この論点について取り上げることが考えられる。
論点4	数理計算上の差異と過去勤務債務の会計処理					
論点4-1	数理計算上の差異の会計処理	遅延認識の廃止とリサイクル	各年度の発生額を平均残存勤務年数以内の一定の年数で費用処理する。発生年度の全額処理、定率の費用処理も可能。	IFRS 回廊アプローチ、回廊アプローチよりも早期の、規則的な処理、発生時のP/L処理、発生時のOCIでの処理 FAS 貸借対照表上は遅延認識を行わない。その他包括利益で処理した数理計算上の差異を損益計算書でリサイクル。処理方法は上記の～。	IFRSのDPでは、BS上の遅延認識廃止を提案。資産時価の変動や割引率の見直しによる数理計算上の差異について、PLで認識する案とOCIで認識する案の両案を提示 21年度中に公開草案が提示される見込み	仮にIFRSで遅延認識を廃止する方向性となった場合、わが国の考え方の整理や確認することが考えられる。 クリーン・サープラスに係る論点の整理が必要な場合は、「財務諸表の表示」プロジェクトの審議を踏まえて検討を行うことが考えられる。
論点4-2	重要性基準と回廊アプローチ	現在の国際的な会計基準とに合わせ、重要性基準の廃止と回廊アプローチの導入を検討	各年度の発生額を平均残存勤務年数以内の一定の年数で按分する。発生年度の全額処理、定率の費用処理も可能。基礎率見直しの影響が小さい場合、見直さないことも出来る(重要性基	費用処理については回廊アプローチを採用。重要性基準の定めはない。	IFRSのDPでは、数理計算上の差異の遅延認識の廃止が提案されている。	コンバージェンスを進める観点から重要性基準の廃止の検討を行う場合には、この論点について取り上げることが考えられる。

論点		主な検討内容	現在の取扱い	IFRS / FASの取扱い	IFRS/FASの動向	状況(方向性)
論点4 3	過去勤務債務の会計処理	費用処理の方法。遅延認識の廃止	発生額を規約の改訂日から平均残存年数以内の一定の年数で費用処理する。	IFRS 給付の権利が確定するまでの平均期間にわたり定額法で費用認識 FAS 貸借対照表上は遅延認識を行わない。その他包括利益で処理した過去勤務債務を損益計算書でリサイクル。従業員の個々の残存勤務年数(代替策として、平均残存勤務年数)で費用処理。	IFRSのDPでは、過去勤務債務を発生時に損益計算書で認識することが提案されている。権利が未確定の過去勤務債務の認識については、論点1-1で検討	損益計算書上の認識については論点4-1とあわせて検討することが考えられる。損益計算書上で即時認識をしないことを前提とする場合、国際会計基準との考え方の相違点を取り上げる必要があるか引き続き検討することが考えられる。
論点5	損益計算書における退職給付費用に係る表示	退職給付費用の表示科目	すべてを退職給付費用として単一科目とし、営業損益に表示する。	IFRS 単一とすることを明示しないと定められていることから、複数の項目で表示することも認められている。 FAS 特に定めはないが、日本基準と同等と考えられる。	IFRSのDPでは、「勤務に関するもの」「金融に関するもの」との表現があり、それぞれ「営業損益」「財務損益」とすることが出来ると解される。	論点4-1とあわせて、考え方について整理する必要があるか引き続き検討することも考えられる。
論点6	退職給付(給付建制度)に係る開示	開示の充実	(1)企業の採用する退職給付制度の内容 (2)退職給付債務等の内容 退職給付債務およびその内訳 退職給付費用の内訳 退職給付債務等の計算基礎	IFRS/FASで共通している主な開示項目 (1)退職給付債務の期首残高から、期末残高への増減項目 (2)年金資産の時価残高の期首残高から、期末残高への増減項目 (3)年金資産の主な分類ごとの金額 (4)期待運用収益率の設定方法に関する記述 (5)翌年度に年金制度に拠出される予想金額 IFRSで要求されている主な項目 過去4年間の積立状況の推移および数理計算上の差異 FASで要求されている主な項目 将来の給付の予測、ABO、OCIIに関する	IFRSのフェーズ1の内容に合わせて開示内容を見直し FASは年金資産の開示について改訂	特に年金資産の状況に関する開示の拡充の論点について取り上げることが考えられる。
論点7	清算と縮小の会計処理	縮小の考え方の導入、清算の会計処理	退職給付の支払を伴う給付減額(廃止を含む)を制度の終了(清算)として、債務と資産を損益認識するとともに、未認識債務を一時処理する。 将来期間の給付の減額については制度の変更として過去勤務債務を計算する。	(1)制度の従業員を大きく減少させる場合(2)将来の勤務期間に係る給付を減少させるなどの場合は、制度の縮小として、制度の清算と区分する。 清算の取り扱いについては、FASで過去勤務債務を一時処理しないことを除いて、日本基準とおおむね同じ。	IFRSのDPでは、縮小損益は「勤務に関する費用」、清算損益は「金融に関する費用」とすることを提案している。	1-2の期間帰属の方法と論点を併せる形で、見直しを行う必要があるか引き続き検討することも考えられる。未認識債務の取り扱いについては、優先順位は高くないものと考えられる。
論点8	キャッシュ・バランス・プランの会計処理	キャッシュ・バランス・プランの評価方法と表示	他の給付算定式の制度と取扱いは変わらない。将来の給付の変動については、現在の見込みを元に推計する。	他の給付算定式の制度と同様の取扱いをしているものと考えられる。	IFRSのDPでは「累積額+利息」のような制度について「拠出ベース約定」として分類し、退職給付債務を公正価値で評価することを提案している。 公正価値で評価することで、将来の給付額変動リスクや、信用リスクなどを債務に織り込むこととなる。また、債務の変動はすべて損益計算書で認識することとしている。 コメントを踏まえた審議の中では、検討を中断することが提案されている。	日本のキャッシュ・バランス・プランについては、問題が生じにくいと考えられる。論点として取り上げる場合でも、国際的な議論と歩調を合わせて検討することが効率的であると考えられる。期間定額基準を採用する場合には、将来の昇給を織り込むかについて、考え方を整理する必要があるか引き続き検討することも考えられる。
論点9	複数事業主制度の会計処理と開示	親子間、関連会社を加えた制度についての会計処理	年金資産を合理的に区分できない場合は複数事業主制度として例外処理が適用される。 親子間、関連会社を加えた制度については、単独事業主制度との整合性を考慮して、子会社等の個別財務諸表でも退職給付債務を計算する。	日本基準で複数事業主制度として取り扱う制度について、日本基準と同様の処理。共通支配下の複数の企業によって維持される制度については、個別財務諸表上は複数事業主制度として取り扱う。	IFRSのフェーズ2、FASのフェーズ2で複数事業主制度も単一事業主制度と同様の会計処理を行うことを検討 検討は延期の公算	親子間、関連会社を加えた制度について、検討の中で取り上げる必要があるか引き続き検討することも考えられる。
論点10	その他の退職後給付	退職給付以外の給付に関する取扱い	退職給付以外の給付に関する会計基準は特はない。 (退職後医療給付そのものがない)	IFRS (1)短期従業員給付、(2)退職後の給付、(3)その他長期従業員給付、(4)解雇給付に分類し、(2)には退職後医療給付を含む。 FAS 退職後の健康管理費用の給付などを定めた基準がある。		整理そのものが必要であるか引き続き検討することも考えられる。